

必要書類チェックリスト【日本人学部2019年度以前生（経過措置）】

【特別な事情※に該当する日本人学部生】

※修学支援新制度選考基準のうち、「その他基準 ②大学等に進学するまでの期間等に関する要件」のみを満たしていない者
あるいは修学支援新制度の選考基準にかかわらず、各期の開始前6ヶ月以内に学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が困難な者

学内制度の授業料免除を希望する者は、以下の表及び裏面以降の該当する書類を提出してください。

申請前に該当する項目の必要書類が揃っているか、必ずチェックしてください。

対象者		発行元	省略可否	チェック
学内制度の授業料免除に申請する者全員	「2024年度後期分授業料免除及び徴収猶予申請書」(様式1)	本学様式	×	
	授業料免除等不足書類請求書(様式10)	本学様式	×	
	同一世帯全員分の住民票【原本】 ※世帯全員分である旨の証明があるもの	市役所等	▲	
	前年分所得(課税)証明書・非課税証明書【原本】 ※就学者を除く18歳以上の世帯全員分(無収入者含む)が必要です。 ※区分に応じて提出する収入に関する書類(源泉徴収票等)と別に必ず全員分提出してください。 ※住民税の課税状況や扶養控除人数が記載されたものを取り寄せてください。	市役所等	×	
標準修業年限超過者	「標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書」(学生作成用)及び(指導教員作成用) ※通常の在学年限(学部:4年, 博士前期:2年, 博士後期:3年)を超えて在学する方は全員提出してください。休学や留学といった理由による場合でも、年数を超えていれば必要です。	本学様式	×	
私は必要書類を全て準備した上で、入学料免除・徴収猶予の申請を行います。				

●提出済み重複書類の省略について

前回授業料免除等を申請した場合、該当書類の提出を省略することができます。「省略の可否」欄記載の記号については、以下のとおりです。

- :省略可能 ×:省略不可
▲:2024年度前期授業料免除等申請書類提出時より、内容に変更なければ省略可能

必要書類チェックリスト【日本人学部2019年度以前生/特別な事情に該当する日本人学部生用】

*世帯の全員について該当する項目の書類をすべて提出してください。

●就学者・未就学児以外各人		必要書類	発行元	省略可否	該当有無	チェック
申請日現在の状況						
給与収入者(パート・アルバイト含む) ※勤務先が複数ある場合、それぞれについて書類が必要です。	前年1月2日以降に転職・就職しましたか	YES 「給与支払(見込)額証明書」(様式2-1) ※就労所にて「様式2-1」の証明を受けられない場合は、「給与年間見込額申告書」(様式2-2)に直近3ヶ月分の給与明細(写)を添えて提出してください。	【様式2-1】 勤め先の会社 【様式2-2】 申請者自身で作成	▲		
	NO	「前年分源泉徴収票(写)」	勤め先の会社	▲		
自営業者等(給与以外の収入)	前年1月2日以降に現在の事業を開始しましたか	YES 「収入年額(推定)計算書」(形式自由)及び帳簿の写し等	申請者自身で作成	▲		
	NO	「前年分確定申告書控(写)」 *第一表・第二表とも	税務署	▲		
TA・RAの収入がある		「収入額がわかる書類」	勤務した大学等	▲		
給付型奨学金を受けている		「受給金額がわかる書類(奨学生証等)の写し	奨学金運営元	▲		
年金(老齢・障害・遺族等各種)受給者		「年金振込(改定)通知書(写)」【最新分】 ※複数の年金がある場合、それぞれの分を提出	日本年金機構等	▲		
休職中の人		「休職中であることがわかる書類」及び、給与・手当等が支給される場合は「支給額がわかる書類」	勤め先の会社	▲		
失業保険を受けている		「雇用保険受給資格者証(両面写)」	公共職業安定所	▲		
仕送りを受けている		仕送りを受けた金額がわかる預金通帳の通帳等	申請者自身で作成	▲		
臨時所得のあった人(申請前6ヶ月以内)	退職金	「退職金額・支給時期のわかる書類」	退職した会社	▲		
	保険金	「保険金額・支払時期のわかる書類」	保険会社等	▲		
	資産譲渡による所得	「資産譲渡された日・金額のわかる書類」	契約書等	▲		
	山林所得	「山林所得の支払日・金額がわかる書類」	契約書等	▲		
各種手当(給与と別に受給しているもの)受給者	児童手当	「児童手当の認定通知、支給通知等(写)」【最新分】	市役所等	▲		
	児童扶養手当	「児童扶養手当証書(写)」【最新分】	市役所等	▲		
	労災補償保険	「支給決定通知、支払振込通知(写)」【最新分】	労働基準監督署等	▲		
	傷病手当	「傷病手当金支給決定通知書(写)」【最新分】	健康保険組合等	▲		
前年1月2日以降に退職・廃業した(する予定)の人	退職者	「退職証明書」(様式3)	退職した会社	▲		
	自営業廃業者	「廃業したことを証明する書類」	税務署	▲		
●本人除く就学者及び未就学児						
大学・大学院・高専・専修(高等・専門)学校・高校在学者	国立大学・国立学校ですか	YES 「国立大学又は国立学校授業料免除等申請状況証明書」(様式6) ※姉妹が本学に在学中の場合は必要ありません。	ご家族が在学する国立学校	▲		
	NO	「在学証明書」	ご家族が在学する学校	▲		
小・中学生・未就学児		書類不要				
専修(一般・各種)学校・予備校在学者、科目等履修生・研究生		「就学者」に含まれないため、「就学者・未就学児以外」各欄の該当書類を提出				

●該当する世帯のみ提出

JST科学技術振興機構※の採用者がいる世帯 (申請者本人含む) ※次世代研究者挑戦的研究プログラム事業のSGC-NEXUS等	→	「採用決定(内定)通知の写し」	大学等	▲		
日本学術振興特別研究員の採用者がいる世帯 (申請者本人含む)	→	「採用決定(内定)通知の写し」	日本学術振興会	▲		
障害者等のある世帯	障害者手帳の交付を受けた者	→	「障害者手帳(写)」	市役所等	▲	
	介護保険「要介護5級」認定者	→	「要介護・要支援認定通知書(写)」	市役所等	▲	
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯	→	「長期療養費申告書」(様式4)及び以下の証明書類 * 医師の診断書等病名のわかる書類 * 介護認定等受けている場合は「要介護・要支援認定通知書(写)」 * 医療費等の領収書(1年以内のもの) * その他健康保険等による補填額がわかる書類や介護サービス利用時の自己負担額がわかる書類	【様式4】 申請者自身で作成 【診断書】 病院等 【認定通知書】 市役所等	▲ ※		
			※様式4は省略不可			
主たる家計支持者が単身赴任等で別居中の世帯 ※下宿の兄弟等は該当しません	→	「主たる家計支持者別居に伴う諸経費等の申立書」(様式5)及び以下の証明書類 * 光熱水道料金の明細の写し(直近3ヶ月分) * 住宅賃料がわかる書類 * 住居費補助がある場合、その金額がわかる書類	申請者自身で作成	▲ ※		
			※様式5は省略不可			
生活保護費受給世帯	→	「生活保護扶助料受給証明書(写)」及び「保護決定(変更)通知書(写)」【最新分】	市役所等	▲		
申請前6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に災害等に罹災した世帯	→	「罹災証明書(写)」及び「被害総額がわかる書類」	市役所等	▲		
申請前6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に学資負担者が死亡した世帯	→	「死亡診断書(写)」及び退職金・保険金の支払いがあればその支払日・金額がわかる書類	病院等	▲		